## 那珂市協働のまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するにあたり、市の取り組み方針や、 市民と行政の役割分担のあり方などを検討するため、那珂市協働のまちづくり検討委 員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行うものとする。
  - (1) 市民と行政との協働のまちづくりを推進するための市の取り組み方針に関すること。
  - (2) 市民と行政との役割分担に関すること。
  - (3) まちづくり活動への支援制度に関すること。
  - (4) その他市民と行政との協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は18人以内の者をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民活動団体の代表
  - (3) 市職員
  - (4) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決する ところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。 (専門部会)
- 第7条 委員会に専門的事項を処理するため、専門部会を設置するものとする。
- 2 設置する専門部会は、委員長が別に定める。
- 3 専門部会に、部会長を置く。

- 4 部会長は、互選により選出する。
- 5 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。 (失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。